

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 6 月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第58号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>（<u>市街地再開発組合等</u>の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）</p> <p>第64条の4 <u>次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</u></p>	<p>（<u>再開発会社</u>の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）</p> <p>第64条の4 <u>都市再開発法（昭和44年法律第38号）第50条の2第3項に規定する再開発会社（以下この条において「再開発会社」という。）が同法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分（以下この条において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設（以下この条において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</u></p>
	<p>（1）<u>市街地再開発組合が、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する第一種市街地再開発事業（以下この項において「第一種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日か</u></p>	

ら敷地の取得にあつては3年、施設建築物の取得にあつては6月以内に当該市街地再開発組合の組合員（参加組合員を除く。）に当該不動産を譲渡したときの当該市街地再開発組合による当該不動産の取得

(2) 都市再開発法第50条の2第3項に規定する再開発会社（以下この条において「再開発会社」という。）が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては3年、施設建築物の取得にあつては6月以内に同法第73条第1項第2号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときの当該再開発会社による当該不動産の取得

(3) 再開発会社が、都市再開発法第2条第1号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物（同法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分を除く。以下この号において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があつた日から6月以内に同法第118条の7第1項第2号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときの当該再開発会社による当該不動産の取得

(4) 再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分（以下この条において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第118条の11第1項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第2条第4号に規定する公共施設（以下この条において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときの当該再開発会社によ

る当該不動産の取得

(5) 防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第165条第3項に規定する事業会社（以下この号及び第6項において「事業会社」という。）が、同法第2条第5号に規定する防災街区整備事業の施行に伴い同法第117条第6号に規定する防災施設建築敷地（以下この号及び第3項第4号において「防災施設建築敷地」という。）若しくは同法第124条第2項に規定する個別利用区（以下この号及び第3項第4号において「個別利用区」という。）内の宅地を取得し、又は同法第117条第5号に規定する防災施設建築物（以下この号及び第3項第4号において「防災施設建築物」という。）を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては3年、防災施設建築物の取得にあつては6月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第144条第1項に規定する組合員（同法第145条に規定する参加組合員を除く。）に、事業会社にあつては同法第205条第1項第2号又は第7号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときの当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得

2 [略]

3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、次に掲げる期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

(1) 第1項第1号又は第2号に該当する場合 当該取得の日から敷地の取得にあつては3年、施設建築物の取得にあつては6月以内の期間

2 [略]

3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、建築施設の部分の取得にあつては都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日までの期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

(2) 第1項第3号に該当する場合 都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日までの期間

(3) 第1項第4号に該当する場合 建築施設の部分の取得にあっては都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告があった日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあっては同法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があった日の翌日までの期間

(4) 第1項第5号に該当する場合 当該取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあっては3年以内、防災施設建築物の取得にあっては6月以内の期間

4・5 [略]

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、同項第1号に該当する場合にあっては当該市街地再開発組合、同項第2号から第4号に該当する場合にあっては当該再開発会社、同項第5号に該当する場合にあっては当該防災街区整備事業組合又は事業会社の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 [略]

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の5 事業協同組合又は協同組合連合会（以下この項において「事業協同組合等」という。）が、県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項第3号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で法第73条の27の5第1項の政令に規定するものの用に供する不動産を取得した場合において当該不動産

4・5 [略]

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該再開発会社の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 [略]

の取得の日から5年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡したときは、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 譲渡した年月日

(5) 免除を受けるべき額

3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、第59条第1項の規定による申告書を提出する際、併せて局長に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 譲渡しようとする年月日

5 局長は、第3項の規定によって徴収猶予を受けた不動産取得税について第1項の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該組合の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 譲渡した年月日

(5) 還付を受けるべき額

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の6 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（同条第1項に規定する農用地等の貸付けであってその貸付期間（当該期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）の実施により法第73条の27の6第1項の政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開

(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の5 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業（同条第1項に規定する農用地等の貸付けであってその貸付期間（当該期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）の実施により法第73条の27の5第1項の政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された

始された場合において、これらの事業の完了の日として法第73条の27の6第1項の政令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～7 [略]

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の7 土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地（法第73条の27の7第1項の政令で定めるものに限る。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 農地保有合理化法人等が土地改良法第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地であって、同項第1号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該農地保有合理化法人等による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3 前2項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税についてこれらの規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

場合において、これらの事業の完了の日として法第73条の27の5第1項の政令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第4条第2項第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～7 [略]

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の6 土地改良区が土地改良法第53条の3第1項又は第53条の3の2第1項の規定により換地計画において定められた換地（法第73条の27の6第1項の政令で定めるものに限る。）を取得した場合において、当該換地をその取得の日から2年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税についてこれらの規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

4 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項又は第2項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

5 [略]

6 局長は、第4項の規定によって徴収猶予を受けた不動産取得税について第1項若しくは第2項の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

7 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項又は第2項の規定の適用があることとなったときは、当該土地改良区又は農地保有合理化法人等の申請に基づいて、これらの規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

8 [略]

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の8 公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格を認められた者をいう。以下この項において同じ。）の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあつては当該取得の日から5年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎（法第73条の27の8第1項の政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き3年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したと

(1)～(4) [略]

3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から2年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

4 [略]

5 局長は、第3項の規定によって徴収猶予を受けた不動産取得税について第1項の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該土地改良区の申請に基づいて、これらの規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 [略]

きは、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 土地又は家屋を寄宿舍の用に供した日又は期間

(5) 免除を受けるべき額

3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、土地の取得にあつては当該取得の日から5年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日から3年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、第59条第1項の規定による申告書を提出する際、併せて局長に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 土地又は家屋を寄宿舍の用に供しようとする日又は期間

5 局長は、第3項の規定によって徴収猶予を受けた不動産取得税について第1項の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該法人の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(4) 土地又は家屋を寄宿舍の用に供した日又は期間

(5) 還付を受けるべき額

(農業生産法人の土地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の9 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人がその組合員、社員又は株主となる資格を有する者から現物出資を受けた場合において、当該出資に係る土地を取得し、かつ、当該土地の取得の日から5年以内に当該土地を同項第1号に規定する農業の用に供したときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前項の規定により不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務の免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に当該不動産取得税について同項の規定の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、これを局長に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 農業の用に供した年月日

(4) 免除を受けるべき額

3 局長は、不動産取得税の納税者から当該不動産取得税について第1項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から5年以内の期間を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

4 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、第59条第1項の規定による申告書を提出する際、併せて局長に提出しなければならない。

(1) 納税者の住所及び名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 農業の用に供しようとする年月日

5 局長は、第3項の規定によって徴収猶予を受けた不動産取得税について第1項の規定の適用がないこと又は徴収猶予の事由の一部について変更があることが明らかとなったときは、その徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収する。

6 局長は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第1項の規定の適用があることとなったときは、当該農業生産法人の申請に基づいて、同項の規定によって免除すべき額に相当する税額及びこれに係る徴収金を還付するものとする。

7 前項の還付の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を局長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び名称

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 農業の用に供した年月日

(4) 還付を受けるべき額

(不動産取得税の減免)

第66条の2 局長は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対して

(不動産取得税の減免)

第66条の2 局長は、次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対して

は、当該各号に定める価格に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

(1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害（以下この条、第103条の7及び第123条の8第1項において「災害」という。）により、滅失し、又は損壊した不動産（次号に掲げる不動産の取得として既に不動産取得税の減免を受けたものを除く。以下この号において「被災不動産」という。）に代わるものと局長が認める不動産の取得（当該滅失又は損壊の日から2年以内に行われる取得に限る。） 被災不動産の滅失又は損壊の直前における価格

(2) [略]

2・3 [略]

附 則

(退職所得の課税の特例)

第12条 [略]

(県たばこ税の税率の特例)

第24条 [略]

は、当該各号に定める価格に第56条に規定する税率を乗じて得た額を限度として、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除する。

(1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する武力攻撃災害若しくは同法第183条において読み替えて準用する同法第14条第1項に規定する緊急対処事態における災害（以下この条、第98条第1項及び第103条の7において「災害」という。）により、滅失し、又は損壊した不動産（次号に掲げる不動産の取得として既に不動産取得税の減免を受けたものを除く。以下この号において「被災不動産」という。）に代わるものと局長が認める不動産の取得（当該滅失又は損壊の日から2年以内に行われる取得に限る。） 被災不動産の滅失又は損壊の直前における価格

(2) [略]

2・3 [略]

附 則

(退職所得の課税の特例)

第12条 [略]

(特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例)

第12条の2 当分の間、租税特別措置法第4条の5第5項の規定の適用を受ける同条第1項に規定する利子等については、同条第5項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払ったものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

(県たばこ税の税率の特例)

第23条の4 [略]

(自動車取得税の非課税に係るバス路線)

第24条 法附則第12条の2の2第1項に規定する条例で定める路線は、生活交通路線とする。

<p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、<u>第64条の8第1項及び第66条第1項の規定を適用する。</u></p> <p>4～7 [略]</p>	<p>(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)</p> <p>第31条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、<u>第66条第1項の規定を適用する。</u></p> <p>4～7 [略]</p>
<p>2</p> <p>附 則</p> <p>(<u>認定長期優良住宅である住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例</u>)</p> <p>第22条 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第22条 [略]</p> <p><u>2 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第16項の政令で定めるものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第55条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条第16項の政令で定めるものの新築」と、「含むものとし、政令第37条の16で定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円（共同住宅、寄宿舍その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下「共同住宅等」という。）にあっては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令第37条の17で定めるものにつき1,200万円）」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行われた</u></p>

ときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条第16項の政令で定めるものにつき1,200万円」とする。

(不動産取得税の減額)

第22条の2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第5項の政令で定めるものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第61条第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（法第73条の24第1項の政令で定める住宅に限る。以下「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同項の政令で定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で法附則第11条の4第5項の政令で定めるもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で法附則第11条の4第5項の政令で定めるものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第2条 この条例（表1の項の改正部分に限る。）による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第24条の規定は、施行日の翌日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成20年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （個人の県民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 平成21年1月1日から<u>平成23年12月31日</u>までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係るこの条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）第41条の9の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>3 平成21年1月1日から<u>平成23年12月31日</u>までの間に行われる新条例第41条の18第1項に規定する対象譲渡等に係る新条例第41条の15及び第41条の18第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>附 則 （個人の県民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 平成21年1月1日から<u>平成25年12月31日</u>までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係るこの条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）第41条の9の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>3 平成21年1月1日から<u>平成25年12月31日</u>までの間に行われる新条例第41条の18第1項に規定する対象譲渡等に係る新条例第41条の15及び第41条の18第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

第5条 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成21年岩手県条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（県民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から<u>平成23年12月31日</u>までの間に支払を受けるべきこの条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）附則第13条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する額とする。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>9 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から<u>平成23年12月31日</u>までの間に新条例附則第18条の2の6第2項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第18条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第18条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第19項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第18条の2第1項前段の規定にかかわ</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（県民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から<u>平成25年12月31日</u>までの間に支払を受けるべきこの条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）附則第13条第1項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第1項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.2に相当する額とする。</p> <p>3～8 [略]</p> <p>9 県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日から<u>平成25年12月31日</u>までの間に新条例附則第18条の2の6第2項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第18条の2の2第2項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の12の2第2項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第18条の2第1項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）附則第3条第19項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第18条の2第1項前段の規定にかかわ</p>

らず、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額とする。

10・11 [略]

らず、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額とする。

10・11 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。